

改正案

現行

第二条 各試験の日時及び場所その他試験の施行に關して必要な事項は、公認会計士・監査審査会（以下「審査会」）が決定し、あらかじめ官報で公告する。

第二条 各試験の日時、場所、その他試験の施行に關して必要な事項は、公認会計士審査会が決定し、あらかじめ官報で公告する。

第五条 審査会の会長（以下「会長」）は、各試験（法第十条の二第二項の規定による選考を含む。）に合格した者に、それぞれ当該試験に合格したことを証する証書を授与するほか、その者の氏名を官報で公告する。

第五条 公認会計士審査会長は、各試験（法第十六条の二第一項の規定による選考を含む。）に合格した者に、それぞれ当該試験に合格したことを証する証書を授与するほか、その者の氏名を官報で公告する。

2 会長は、第二次試験の短答式による試験に合格した者に、合格したことを証する書面を交付するほか、その者の氏名を官報で公告する。

2 公認会計士審査会長は、第二次試験の短答式による試験に合格した者に、合格したことを証する書面を交付するほか、その者の氏名を官報で公告する。

3 会長は、第三次試験の筆記試験により、口述試験を受ける資格を得た者及び当該筆記試験に係る第三次試験の合格発表の日から起算して二年を経過する日までに行われる第三次試験の筆記試験を申請により免除される者に、それぞれその資格を得たこと又はその申請により筆記試験を免除されることを証する書面を交付するほか、その者の氏名を官報で公告する。

3 公認会計士審査会長は、第三次試験の筆記試験により、口述試験を受ける資格を得た者及び当該筆記試験に係る第三次試験の合格発表の日から起算して二年を経過する日までに行われる第三次試験の筆記試験を申請により免除される者に、それぞれその資格を得たこと又はその申請により筆記試験を免除されることを証する書面を交付するほか、その者の氏名を官報で公告する。

第六条 第一次試験は、毎年一回、東京都、大阪府、北海道、宮城県、愛知県、石川県、広島県、香川県、熊本県、福岡県、沖縄県その他審査会の指定する場所において行う。

(削る)

第八条 第一次試験を受けようとする者は、別表第一号様式による受験願書に写真及び整理表を添付し、試験を受けようとする場所を管轄する財務局長(当該場所が福岡財務支局の管轄区域内にある場合には、福岡財務支局長。以下同じ。)を経由して、会長に提出しなければならぬ。

2 第一次試験の受験手数料は七千三百円とし、その金額に相当する額の収入印紙を前項の受験願書にはつて納付しなければならない。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第五十一号)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して前項の受験願書を提出するときは、当該提出により得られた納付情報により、現金をもつてするものとする。

3 第一項の受験願書は、財務局長が受理した時に会長に提出されたものとみなす。

第六条 第一次試験は、毎年一回、東京都、大阪府、北海道、宮城県、愛知県、石川県、広島県、香川県、熊本県、福岡県、沖縄県及びその他公認会計士審査会の指定する場所において行う。

2 公認会計士審査会は、前項の第一次試験の庶務の一部を同項の規定により指定する場所を管轄する財務局長(当該場所が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長。第十条第二項及び第十四条第三項において同じ。)に行わせることができる。

第八条 第一次試験を受けようとする者は、別表第一号様式による受験願書に写真及び整理表を添付し、試験を受けようとする場所を管轄する財務局長(当該場所が福岡財務支局の管轄区域内にある場合には、福岡財務支局長)を経由して、公認会計士審査会長に提出しなければならぬ。

2 前項の願書には、受験手数料に充てるため、七千三百円の収入印紙をはらなければならない。

(新設)

第十条 第二次試験は、毎年一回、第一次試験終了後、東京都、大阪府、北海道、宮城県、愛知県、石川県、広島県、香川県、熊本県、福岡県、沖縄県その他審査会の指定する場所において行う。

(削る)

第十一条 第二次試験を受けようとする者は、別表第一号様式による受験願書に写真、整理表及び次に掲げる書類を添付し、試験を受けようとする場所を管轄する財務局長を経由して、会長に提出しなければならない。

一～二 (略)

2 第二次試験の受験手数料は九千円とし、その金額に相当する額の収入印紙を前項の受験願書にはつて納付しなければならない。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して前項の受験願書を提出するときは、当該提出により得られた納付情報により、現金をもつてするものとする。

3 第一項の受験願書は、財務局長が受理した時に会長に提出されたものとみなす。

第十条 第二次試験は、毎年一回、第一次試験終了後、東京都、大阪府、北海道、宮城県、愛知県、石川県、広島県、香川県、熊本県、福岡県、沖縄県及びその他公認会計士審査会の指定する場所において行う。

2 公認会計士審査会は、前項の第二次試験の庶務の一部を同項の規定により指定する場所を管轄する財務局長に行わせることができる。

第十一条 第二次試験を受けようとする者は、別表第一号様式による受験願書に写真、整理表及び次の書類を添付し、試験を受けようとする場所を管轄する財務局(当該場所が福岡財務支局の管轄区域内にある場合には、福岡財務支局)を経由して、公認会計士審査会長に提出しなければならない。

一～二 (略)

2 前項の願書には、受験手数料に充てるため、九千円の収入印紙を貼らなければならない。

(新設)

第十三条 法第九条第一項又は第二項の申請は、別表第二号様式による公認会計士第二次試験免除申請書を会長に提出してしなければならない。

2 前項の申請書には、法第九条第一項各号に該当することを証する書面を添付しなければならない。

3 第一項の規定による申請があつた場合において、当該申請に係る試験を免除し、又は免除しないこととしたときは、会長は、別表第三号様式又は第四号様式によりその旨を申請者に通知しなければならない。

4 会長は、第一項の申請書を受理してから一月以内に、前項の通知をするよう努めるものとする。

5 (略)

第十四条 第三次試験の筆記試験は、毎年一回、東京都、大阪府、北海道、宮城県、愛知県、石川県、広島県、香川県、熊本県、福岡県、沖縄県その他審査会の指定する場所において行う。

2 (略)

(削る)

第十三条 法第九条第一項各号のいずれかに該当することを確認しようとする者は、別表第二号様式による公認会計士第二次試験免除資格確認申請書にその資格を有することを証する書面を添付し、金融庁長官に提出しなければならない。

(新設)

2 前項の申請書の提出があつた場合において、金融庁長官が当該申請に係る試験科目につき試験を免除することを確認し、又は免除しないことを認定したときは、別表第三号様式又は第四号様式によりその旨を申請者に通知しなければならない。

3 金融庁長官は、第一項の申請書を受理してから一月以内に、前項の通知をするよう努めるものとする。

4 (略)

第十四条 第三次試験の筆記試験は、毎年一回、東京都、大阪府、北海道、宮城県、愛知県、石川県、広島県、香川県、熊本県、福岡県、沖縄県及びその他公認会計士審査会の指定する場所において行う。

2 (略)

3 公認会計士審査会は、第一項の第三次試験の筆記試験の庶務の一部を同項の規定により指定する場所を管轄する財務局長に行わせることができる。

第十五条 第三次試験を受けようとする者は、別表第一号様式による受験願書に写真及び整理表を添付し、試験を受けようとする場所を管轄する財務局長を経由して、会長に提出しなければならない。

2・3 (略)

4 第三次試験の受験手数料は一万五千三百円とし、その金額に相当する額の収入印紙を第一項の受験願書にはつて納付しなければならない。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して第一項の受験願書を提出するときは、当該提出により得られた納付情報により、現金をもつてするものとする。

5 第一項の受験願書は、財務局長が受理した時に会長に提出されたものとみなす。

第十六条 会長は、前条の受験願書を提出した者のうち口述試験を受ける資格を有するものに対し、その者の受ける口述試験の日時、場所その他試験の施行に関し必要な事項を通知する。

第十五条 第三次試験を受けようとする者は、別表第一号様式による受験願書に写真及び整理表を添付し、試験を受けようとする場所を管轄する財務局(当該場所が福岡財務支局の管轄区域内にある場合には、福岡財務支局)を経由して、公認会計士審査会長に提出しなければならない。

2・3 (略)

4 第一項の願書には、受験手数料に充てるため、一万五千三百円の収入印紙をはらなければならない。

(新設)

第十六条 公認会計士審査会長は、前条の受験願書を提出した者のうち口述試験を受ける資格を有するものに対し、その者の受ける口述試験の日時、場所その他試験の施行に関し必要な事項を通知する。